

地域内フィーダー系統確保維持計画

◆計画期間 平成31年度から平成33年度

◆地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

「江田島市 地域内フィーダー系統確保維持計画」

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江田島市の公共交通は、住民の生活圏が広島市や呉市におよんでいることから、必然的に航路が基軸を担い、市内の主要拠点間の移動を路線バスが担っている状況である。しかし、近年の人口減少やマイカー利用の増加等により、公共交通の利用者は減少傾向にある。

バスの路線体系については、現在市内を運行している江田島バス(株)が、路線一元化前の呉市交通局、能美バス(株)の路線を引き継いでおり、幹線、枝線のメリハリが不明確な状況である。また、路線はあるものの利用者の活動にマッチしていない部分もあり、利用が伸びない一因となっている。

一方、市内にはマイカーが無ければ移動に不便を生じる地域が多く存在しており、高齢化等によりマイカーを利用できない方を中心に、通院・買物等における移動手段確保のニーズが高まりつつある。このため、移動ニーズ等により幹線・枝線を明確化し、路線バスで対応できない部分についてはタクシー等を活用することとした。

(江田島北部地区デマンドタクシー・江田島北部朝夕便)

当該地区においては、地域内を経由する路線バス(小用～切串～大須線)が運行していたが、主に小中学生の通学に合わせた運行ダイヤであったため、10時～14時の運行が全くなく、棧橋や医院への移動手段がタクシーのみという状況にあった。

このため、通学にはスクールバスを運行し、路線バスの代わりにデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、公共交通空白地域の住民の地域内での通院・買物などの移動ニーズに応えるとともに、広島港行きフェリー(切串西沖棧橋)や呉市天応棧橋行きフェリー(切串吹越棧橋)へと乗り継げるよう、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

また、早朝夜間には路線定期型乗合タクシーを運行することで、本地域から広島港行きフェリー(切串西沖棧橋)や呉港行きフェリー・高速船(小用棧橋)、市内各所行き路線バス(小用棧橋)へ乗り継ぎ、広域的な通勤・通学の移動ニーズに応えることを目的とする。

江田島北部地区デマンドタクシーについては、平成22年10月から実証運行を開始し、平成24年4月から本事業を活用した運行を行っている。

江田島北部朝夕便については、平成24年4月から実証運行を開始し、同年6月から

本事業を活用した運行を開始している。また、平成29年4月から運行態様を変更（区域運行から路線定期運行へ）して、運行を継続している。

（沖美（北部・南部）地区デマンドタクシー）

当該地区においては、地域内を経由する路線バス（沖美線）が運行しているが、運行距離に対して利用者が少なく、日中の便数が少ないため、地区住民の通院や買物などの移動ニーズを十分に満たすことができない状況にあった。

このため、路線バスを朝夕のみの運行とし、日中はデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、公共交通空白地域の住民の地域内での通院・買物などの移動ニーズに応えるとともに、広島港行きフェリー（三高栈橋）や高速船（中町・高田栈橋）へと乗り継げるように、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

沖美地区デマンドタクシーについては、平成22年10月から実証運行を開始し、平成24年4月から本事業を活用した運行を行っている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

1. 事業の目標

路線バスに代わる新たな公共交通として、栈橋や医療機関、商業施設など住民の移動ニーズに細やかに対応した交通機関となるべく、航路や路線バスとの乗り継ぎを可能にするダイヤを設定するなど、住民の活動機会の創出を図る。

このため、利用者の増加を目指して利用促進を図り、次の内容を平成31年度から平成33年度の目標とするとともに、平成33年度に目標の見直しを行う。

「4系統全体の収支率 15%」

近年の4系統全体の収支率が、平成27年度…12.11%、平成28年度…13.12%、平成29年度…13.17%と推移していることから、過去3年で最も収支率の高かった平成29年度の収支率に近い率を目標とすることにより、運行の維持及び利用促進につなげていく。

「上下便のいずれかの稼働率 50%」（デマンドタクシー）

近年の3系統全体の稼働率が、平成27年度…53.8%、平成28年度…56.4%、平成29年度…63.7%と推移している。運行基準で上下便のいずれも50%を下回ると見直し対象となるため、目標とすることにより運行を維持することが可能となる。

「上下便のいずれかの有人稼働率 25%」（江田島北部朝夕便）

区域運行時の稼働率が、平成27年度…31.5%、平成28年度…26.3%、

<p>平成29年度…23.9%と推移している。運行基準で上下便のいずれも25%を下回ると見直し対象となるため、目標とすることにより運行を維持することが可能となる。</p>
<p>2. 事業の効果</p> <p>当該路線を維持・確保することで、地域内の通院や買物など高齢者の日常生活に必要な不可欠な移動手段や、通勤・通学のために必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、棧橋で広島行き航路（フェリー・高速船）との接続により、広島市への移動手段の確保及び高齢者の外出機会の創出に繋がる。</p> <p>さらには、利用実態に応じた最低限必要な便数を確保する等により、限られた財源の中で運行を継続・維持していくことが可能となる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスや航路も含めた公共交通のネットワークが一目で分かる、公共交通マップの作成及び市内全戸配布。 ・利用を促進するためのチラシの作成及び対象地域内への全戸配布。 ・市ホームページへ情報を掲載するなど、市外の方も利用しやすい環境をつくる。 ・実施主体 江田島市公共交通協議会
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p> <p>○地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。） 「表1」添付</p> <p>○運行の様態 デマンドタクシー（区域運行）・江田島北部朝夕便（路線定期運行） 運行内容については、別紙チラシを参照。</p> <p>○運行予定者 運行の安全性（事業の実績や行政処分の状況、重大事故の発生状況）、運行管理体制などに基づき、総合的に判断した結果、引き続き同事業者を選定した。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>本協議会が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額の差額分を引いた額を委託料として本協議会が負担する。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・【江田島北部線】【江田島北部朝夕便】株式会社 江田島タクシー ・【沖美北部線】三高タクシー ・【沖美南部線】有限会社 能美タクシー
<p>7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法</p>
<p>法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし</p>
<p>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p>9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p>
<p>外客来訪促進計画が策定されていないため記載なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</p>
<p>補助金交付要綱「表5」添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性</p>
<p>車両の取得を行わないため記載なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p>
<p>車両の取得を行わないため記載なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者</p>
<p>車両の取得を行わないため記載なし</p>

<p>16. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p>
<p>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし</p>
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>江田島市における公共交通の課題解決に向けての協議を行うため、江田島市公共交通協議会（委員は、交通事業者、住民代表、学識経験者、国・県・市等で構成）を開催している。</p>
<p>○平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成21年7月7日 協議会の設立、連携計画策定方針の確認、市内公共交通の現状・課題などについて意見交換 ・第2回 平成21年10月9日 交通空白不便地域モデル地区の選定と、三高・大須～宇品航路の現状について協議 ・第3回 平成21年11月25日 交通空白不便地域モデル地区の選定と、航路の合理化・効率化について協議 ・第4回 平成21年12月25日 交通空白不便地域モデル地区の決定と、航路の合理化・効率化について協議 ・第5回 平成22年1月28日 江田島市地域公共交通総合連携計画（素案）と、地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について協議 ・第6回 平成22年2月23日 江田島市地域公共交通総合連携計画について協議 ・第7回 平成22年3月25日 江田島市地域公共交通総合連携計画の策定や、江田島市地域公共交通活性化・再生事業計画の認定申請などについて協議
<p>○平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成22年5月27日 秋月～呉中央航路の現状について報告 ・第2回 平成22年8月5日 交通空白不便地域モデル地区における運行計画案について協議 ・第3回 平成22年9月28日

<p>秋月～呉中央航路における社会実験運航後の方針について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回 平成23年1月31日 西能美航路の合理化・効率化及び交通空白不便地域への移動手段確保に係る中間報告，地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について協議 ・第5回 平成23年2月21日 西能美航路の合理化・効率化に伴う実証運航後の方針，交通空白不便地域への移動手段確保に伴う実証運行後の方針について協議
<p>○平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成23年6月2日 (予算決算及び事業計画等についての協議のみ実施) ・第2回 平成23年9月27日 陸上交通の再編について協議，計画事業の進捗状況及び大須～宇品航路についての報告 ・第3回 平成24年1月13日 陸上交通（路線バスなど）の再編，大須～宇品（フェリー）航路廃止に伴う代替交通手段について協議 ・第4回 平成24年2月29日 三高～宇品航路の存続や今後の海上交通協議方針，予約型乗合タクシー「おれんじ号」の運行見直しや大須地区陸上代替交通手段について協議
<p>○平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成24年5月23日 大須地区社会実験運行と生活交通ネットワーク計画（案）について協議 ※生活交通ネットワーク計画について合意 ・平成24年6月（書面審議） 7月からの大須地区暫定料金設定について承認を得た ・第2回 平成24年8月31日 大須～切串間の朝夕便運行状況や，江田島バスのダイヤ改正後の状況等について協議 ・第3回 平成25年1月28日 陸上交通アンケート結果等について協議し，西能美航路の再々編の協議の進め方について報告
<p>○平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成25年4月26日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価，西能美航路の再々編に向けた前提条件整理等について協議 ・平成25年6月26日

生活交通ネットワーク計画（案）について承認を得た

- ・第2回 平成25年8月2日

三高～宇品航路のダイヤ改正に伴う沖美北部線及び沖美南部線のダイヤ改正，おれんじ号の運行基準，平成26年4月から見直しを行うことについて承認を得た

- ・第3回 平成25年10月29日，第4回 平成25年12月3日

（西能美航路に関する報告・協議のみ行った）

- ・第5回 平成26年1月30日

運行基準に基づき，平成26年4月からのおれんじ号の運行見直しについて協議を行い，生活交通ネットワーク計画の変更や各種変更手続きについて承認を得た

○平成26年度

- ・第1回 平成26年4月28日

西能美航路の再々編について報告し，規約改正（案）平成26年度事業計画及び予算について協議

- ・第2回 平成26年6月11日

決算，おれんじ号実績報告及び生活交通ネットワーク計画認定申請について協議を行い，ネットワーク計画認定申請の承認を得た

- ・第3回 平成26年11月25日

江田島北部線のダイヤ改正，ドリームのうみの貸付終了，中町／宇品航路の指定管理者募集について報告し，沖美南部線「夜間便実験運行」結果，おれんじ号の運行見直しの時期，地域公共交通確保維持改善事業評価について協議

○平成27年度

- ・第1回 平成27年5月13日

中町／宇品航路の指定管理者制度移行，平成26年度おれんじ号の運行実績，江田島市交通魅力アップ事業補助金について報告し，江田島市地域公共交通網形成計画の策定について協議

- ・平成27年6月29日（書面審議）

地域内フィーダー系統維持確保計画（案）について承認を得た

- ・第2回 平成27年9月24日

江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について報告し，江田島市地域公共交通網形成計画の策定について協議

- ・第3回 平成27年11月26日

江田島市地域公共交通網形成計画の策定について，課題等を協議

- ・第4回 平成28年1月19日

江田島市地域公共交通網形成計画（素案）について協議し，地域公共交通確保維持改善事業評価（案）を報告

- ・第5回 平成28年3月18日

江田島市地域公共交通網形成計画（案）について協議

○平成28年度

- ・第1回 平成28年5月30日

地域公共交通網形成計画，平成27年度おれんじ号の運行実績等について報告，「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」の認定申請について協議を行い，計画認定申請の承認を得た

- ・第2回 平成29年1月25日

おれんじ号のダイヤ改正，営業区域一部廃止，大須朝夕便の路線定期への運行の様相の変更や，これらに係る地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議を行い，承認を得た

- ・第3回 平成29年2月22日

地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議を行い，承認を得た

○平成29年度

- ・第1回 平成29年6月16日

地域公共交通網形成計画に掲げる事業の実施及び平成28年度おれんじ号等の運行実績等について報告し，地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の認定申請について協議を行い，承認を得た

- ・第2回 平成30年1月18日

平成30年度の乗合タクシー運行业務委託事業者の選定や陸上交通の検証について協議

- ・第3回 平成30年1月18日

平成30年度事業計画及び歳入歳出予算等について協議

○平成30年度

- ・第1回 平成30年6月19日

地域公共交通網形成計画に掲げる事業の実施及び平成29年度おれんじ号等の運行実績等について報告し，地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の認定申請について協議を行い，承認を得た

○向こう3年間 年3回開催予定

18. 利用者等の意見の反映状況

○平成22年1月から2月にかけて，デマンドタクシー導入地区において住民との意見交換会を開催（計4回）

- ・沖美地区における交通分岐点についての意見を反映
- ・予約制や均一運賃の意見を反映

○平成22年9月に，デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計19回）

- ・予約手順を分かりやすくしたものとの要望をチラシに反映
- ・シーサイド温泉のうみへの運行要望について，後のダイヤ改正により反映

<ul style="list-style-type: none"> ・小用まで行きたいという要望について、後のダイヤ改正により反映 ○平成22年11月から12月にかけて、利用登録者を対象にアンケート調査を実施 ・運行曜日に対する意見を反映 ・前日予約に対する不満に対し、当日1時間前予約に変更 ・路線バスとの接続の意見を反映 ○平成23年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計6回） ・利用方法の弾力化に対する意見を反映 ・大柿町の病院へ行きたいという要望を、後のダイヤ改正により反映
<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計12回） ・大柿町の病院へ行くダイヤに対する意見について、今後協議を行う ・大型商店で買い物できるダイヤに対する意見について、今後協議を行う ・土日運行の意見に対し、土曜日の運行を追加
<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年6月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会等を開催（計3回） ・江田島北部の朝夕便の運賃を200円とするようにとの意見を反映 ○平成24年10月に、抽出した2千世帯へ公共交通に関するアンケートを実施 ・限られた財政状況の中、より効率的・効果的なサービスを提供できる運行形態等の見直しを路線バスも含めて、今後協議を行う予定
<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年8月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計2回） ・三高～宇品航路のダイヤ改正に伴う、沖美北部・南部線のダイヤを改正 ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た ・要望のあった沖美南部線で18時台の運行を平成25年10月から実験運行する ・実験運行時期や期間等に対する意見について、今後検討を行う ○平成25年9月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計3回） ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た ○平成25年10月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計1回） ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た ○平成26年1月に、デマンド導入地区における自治会長等へ運行実績等を説明・意見聴取や地区内での協議を依頼。また、住民説明会を開催（計1回） ・沖美南部線の18時台の実験運行期間を延長してほしいという意見を反映 ・沖美北部線の減便をせず、まずセダン化を行うという意見を反映 ・江田島北部線の減便に伴うダイヤ改正（案）の意見を反映
<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年8月に、デマンド導入地区における自治会長等への説明・意見聴取を実施（計3回） ・切串～宇品航路のダイヤ改正に伴い、大須朝夕便のダイヤ（案）の意見を反映 ○平成26年11月に、デマンド導入地区における自治会長等へ運行実績等を説明（計

1回)	
<ul style="list-style-type: none"> ・沖美南部線で要望のあった18時台の実験運行について、平均乗車人数が1便あたり2名の運行基準に満たなかったため、終了する旨の報告を行い、了解を得た 	
<p>○平成27年10月から12月にかけて、デマンドタクシー導入地区において住民との意見交換会を開催（計2回）、平成28年2月に、利用者を対象にアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に策定した江田島市地域公共交通網形成計画に意見を反映 	
<p>○平成28年4月から7月にかけて、デマンドタクシー導入地区において住民や自治会長との意見交換会を開催（計3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖美南部線で、三高棧橋及び中町棧橋の両航路ともに接続をしてほしいという意見を可能な限り反映 ・その他、ダイヤ改正（案）の意見を反映 	
<p>○平成28年10月から平成29年1月にかけて、デマンドタクシー導入地区において自治会長への説明・意見聴取を実施（計5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖美南部線で、山手の道路を運行経路に加えてほしいという意見を反映 ・沖美北部線と沖美南部線で、移転した「島の病院おおたに」へ乗り入れてほしいという意見を反映 ・沖美北部線と沖美南部線で、営業区域の縮小に伴い、路線バスへ接続して通院しやすくしてほしいという意見を反映 ・その他、ダイヤ改正（案）について説明を行い、了解を得た。 	
<p>○平成29年4月に、デマンドタクシー導入地区において住民や自治会長に対して運行実績等を説明し、デマンドタクシーの利用促進について、情報提供した（計1回）</p>	
<p>※向こう3年間の意見募集計画等の予定はなし</p>	
<p>19. 協議会メンバーの構成</p>	
学識経験者その他協議会が必要と認める者	県立広島大学 名誉教授
	広島商船高等専門学校 教授
一般旅客自動車運送事業者	江田島バス株式会社 代表取締役
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	江田島バス株式会社 従業員代表
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会 会長
一般旅客定期航路事業者の船員の代表	瀬戸内シーライン株式会社 船員代表
タクシー事業者	広島県タクシー協会江能支部長
利用者又は住民代表者	江田島市自治会連合会長
	江田島市老人クラブ連合会長
	江田島市社会福祉協議会長
	江田島市女性会連合会長

	江田島市観光協会長
国土交通省中国運輸局長又はその指名する者	中国運輸局海事振興部旅客課長
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局首席運輸企画専門官
広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域力創造課長
広島県警察江田島警察署長の指名する者	江田島警察署地域交通課長
江田島市副市長	江田島市副市長
江田島市企画部長	江田島市企画部長
道路管理者	江田島市土木建築部長
<p>○平成26年1月30日 第5回江田島市公共交通協議会において、規約の一部改正を行い、協議会の委員から「江田島市市議会議長の指名する者」を削除した。</p> <p>○平成26年4月28日 第1回江田島市公共交通協議会において、規約の一部改正を行い、役職名を変更・委嘱した。</p> <p>○向こう3年間メンバー等の変更予定なし</p>	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
江田島市	㈱江田島タクシー	(1) 江田島北部線		江田島町		往 km 復 km	143日	572回		区域運行	① ②—(1)	③
			(2) 江田島北部朝夕便①	大須	切串	往 5.2km 復 5.2km	365日	1,095回		路線定期 運行	②—(1)	③
		(3) 江田島北部朝夕便②	大須	小用	往11.5km 復11.5km	365日	730回		路線定期 運行	① ②—(1)	③	
	(三高タクシー) 城山 賢二	(4) 沖美北部線		沖美町 能美町		往 km 復 km	143日	572回		区域運行	① ②—(1)	③
			(5) 沖美南部線		沖美町 能美町		往 km 復 km	293日	2,637回		区域運行	① ②—(1)

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	江田島市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,339
交通不便地域	24,339

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
9,386	江田島町	過疎地域自立促進特別措置法
5,082	能美町	過疎地域自立促進特別措置法
3,062	沖美町	過疎地域自立促進特別措置法
6,809	大柿町	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
24,339	$24,339人 \times 120円 \times 0.7 + 200万円$	4,044千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)